

					に関すること。 4 同法第28条の規定による届出に関すること（福祉事務所の所掌に係るものを除く。）。 5 同法第29条及び第30条の規定による受給資格者の調査等に関すること。
	4 児童手当に関すること。		1 児童手当支給事務に関する市町村の指導及び監査をすること。		
	5 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法に規定する児童福祉施設（知的障害福祉課の分掌事務に係るものを除く。）を経営する事業、母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業、同法に規定する母子福祉施設を経営する事業、社会福祉法に規定する父子家庭居宅介護等事業に限る。）。		1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可をすること。 3 同法第72条第1項及び第2項の規定による施設経営の取消し又は同条第3項の制限若しくは停止をすること。 4 同法第45条の規定による仮理事又は特別代理人を選任すること。	1 同法第20条の規定による指導監督に関すること。 2 同法第56条の規定による監督に関すること。 3 同法第58条の規定による監督に関すること。	1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。
	6 児童相談所、保育大学校及び清水が丘学園に関すること。				
	7 保育士試験委員会に関するこ				

		と。				
		8 児童虐待の防止に関すること。				
健康福祉部	健康危機管理課	1 健康危機管理課、薬務課、生活衛生課及び食品衛生課に係る事務の統一調整、経理並びに臨時職員の任免に関すること。				
		2 健康危機管理に関すること。				
		3 感染症に関すること。		1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第14条第1項の規定により指定届出機関を指定し、及び同条第5項の規定により指定届出機関の指定を取り消すこと。 2 同法第21条の規定により患者を移送すること。 3 同法第31条第1項の規定により生活の用に供される水の使用若しくは給水を制限し、又は禁止を命ずること。 4 同法第32条第1項の規定により建物への立入りを制限し、又は禁止すること及び同条第2項の規定による	1 同法第40条第2項の規定により費用を支払うこと及び同条第3項の規定により診療報酬の額の決定をすること。	